

青森県立八戸北高等学校同窓会会則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は青森県立八戸北高等学校同窓会と称する。
- 第 2 条 本会は会員相互の親睦を計り、あわせて母校の隆盛発展を計ることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、本部を母校内に置き、支部は各地に適宜置く。
2. 支部設立は役員会の議決を要する。
- 第 4 条 会則の改正は、役員会の決議により代議員会の承認を要する。

第 2 章 事 業

- 第 5 条 本会は第2条の目的を達成するため次の事業を行う。
- (1) 会員相互の親睦
 - (2) 母校発展への寄与
 - (3) 会報及び会員名簿の発行
 - (4) その他必要と認める事項

第 3 章 会 員

- 第 6 条 会員は、次の正会員、特別会員とする。
- (1) 正会員は青森県立八戸北高等学校卒業生とする。なお、同校に籍を置いた者で正会員3名以上の紹介により役員会で認めた者を含む。
 - (2) 特別会員は現旧職員とする。

第 4 章 役 員

- 第 7 条 本会に次の役員を置く。
会長 1名、副会長 5名、理事 若干名、監事 2名、事務局長 1名、
事務局員 若干名
- 第 8 条 会長、副会長及び監事は代議員会において正会員の中からこれを選任し、理事、
事務局長、事務局員は、正会員の中から会長がこれを委嘱する。
- 第 9 条 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
- 第10条 役員は次の任務を遂行する。
- (1) 会長は、本会を代表して会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある場合は代理する。
 - (3) 理事は、本会の運営に参画する。
 - (4) 監事は、本会の会務・財務について監査する。
 - (5) 事務局長・事務局員は本会の運営に参画し、庶務を処理する。
- 第11条 本会に顧問を置くことができる。顧問は役員会の承認を得て、会長が委嘱する。
2. 顧問は本会の目的達成に必要な事項に関して会長の諮問に応ずる。

第 5 章 代 議 員

- 第 12 条 本会に代議員を置く。
2. 代議員は各期生 3 名とする。
 3. 代議員は、代議員会を組織し、本会事業全般にわたって議決する。

第 6 章 会 議

- 第 13 条 役員は役員会を構成し、代議員会に付議すべき事項、その他重要事項を審議決定する。
2. 会長が必要と認めるときは、役員会に顧問の出席を求めることができる。
- 第 14 条 代議員会は本会最高の議決機関である。代議員会は毎年 1 回開催する。臨時代員会は役員会の承認を得て会長が召集する。
- 第 15 条 代議員会は次の事項を議決する。
- (1) 本会則の改正の承認
 - (2) 会長・副会長・監事の選任及び解任
 - (3) 事業計画及び収支予算の決定
 - (4) 事業報告及び収支決算の承認
 - (5) その他重要な事項
- 第 16 条 代議員会は役員、代議員で構成する。
- 第 17 条 代議員会及び役員会の議事は出席会員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第 7 章 専 門 部

- 第 18 条 本会にその目的達成に必要な事項を調査・研究するために役員会の議決を経て専門部を置くことができる。
2. 専門部に必要な事項は役員会において決定する。

第 8 章 会 計

- 第 19 条 本会の経理は、入会金及び会員からの会費をもってこれにあてる。
- 第 20 条 本会の入会金は、金壱万円とする。入会金は在学中に納めるものとする。
- 第 21 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附 則

本会則は昭和 41 年 3 月 1 日より実施する。

- | | | | | | |
|---------|-------------|--------|---------|-------------|--------|
| 昭和 44 年 | 1 月 | 3 日改正。 | 昭和 47 年 | 1 月 | 3 日改正。 |
| 昭和 57 年 | 1 月 | 3 日改正。 | 昭和 59 年 | 1 月 | 3 日改正。 |
| 平成 元年 | 4 月 | 1 日改正。 | 平成 4 年 | 7 月 25 日改正。 | |
| 平成 6 年 | 2 月 22 日改正。 | | 平成 12 年 | 2 月 22 日改正。 | |
| 平成 12 年 | 9 月 | 4 日改正。 | | | |